

平成30年度第1回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成30年5月11日（金）

午前10時00分から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 名取顕一 島川健治 盛庄吉  
吉川豊 小山忍

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 内宮純一

総務部総務課情報公開・法務担当主任 西村かおり 小野春乃

企画政策部情報政策課長 下笠博敏

企画政策部情報政策課IT推進担当主査 梅田裕次

福祉部国保年金課長 細矢剛史

福祉部国保年金課管理係長 竹井淳一

福祉部国保年金課管理係主事 松原可奈子

欠席者：（委員）堀正孝

## 1 開会

○総務課長 それでは、おはようございます。時間となりましたので、会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成30年度第1回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日は、堀委員が欠席でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをあわせてご報告申し上げます。

また、皆様方には、昨年7月に委嘱状を既にお送りさせていただきましたが、運営審議会委員につきまして就任をご快諾いただきまして、ありがとうございました。本日は任期初めての会合でございますので、後ほど会長及び副会長のご選出をお願いいたしますが、それまでの間、司会を務めさせていただきます総務課長の石嶋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

## 2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、本日は、今期初めての顔合わせでございますので、委員の皆様方並びに私ども事務局職員のご紹介をさせていただきます。

お手元の名簿をご覧くださいと存じます。名簿の記載順にご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の内山委員です。

次に、人権擁護委員の二瓶委員です。

次に、学識経験者の後藤委員です。

次に、区議会代表の名取委員です。

次に、町会代表の島川委員です。

次に、企業代表の盛委員です。

次に、労働組合代表の吉川委員です。

次に、公募委員の小山委員です。

なお、先ほどお伝えいたしました公募委員の堀委員は、本日、ご欠席となっております。

次に、事務局でございます。総務部長の吉岡でございます。

私は、総務課長の石嶋でございます。

そして、総務課の担当主査の内宮、担当の西村、小野でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 3 総務部長挨拶

○総務課長 それでは、初めに、吉岡総務部長からご挨拶を申し上げます。

○総務部長 それでは、一言ご挨拶差し上げたいと思います。

この度は、当審議会委員にご就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会は、情報公開制度・個人情報保護制度についてご審議をいただく場でございます。情報公開制度は、区政情報をできるだけオープンにし、区が説明責任を果たすことで区民参画や公正で開かれた区政を実現することを目的に運用してございます。また、個人情報保護制度は、行政内部での個人情報取扱いのルールを定めるとともに、自己の個人情報をコントロールする権利を定めることで、基本的人権の擁護と信頼される区政を実現することを目的としております。いずれも区政運営を支える大変重要な制度であり、適正な運用が求められているもの

でございます。

なお、最近の課題としましては、マイナンバー制度への対応や、本日席上に資料として配付しておりますが、個人情報の利活用を目的とした非識別加工情報の仕組み等、個人情報を取り巻く状況も刻々と変化しております。区におきましても引き続き情報公開制度、個人情報保護制度の検討を進めていくとともに、委員の皆様方から様々なご意見をいただき、さらに適切に制度を運用していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 4 正・副会長の選出

○総務課長 続きまして、正・副会長の選出でございますが、当運営審議会におきましては、審議会条例第5条によりまして正・副会長を互選していただくことになっております。

まず、会長でございますが、いかがいたしましょうか。

○後藤委員 ご経験も深く、長くお勤めいただいております内山先生に是非会長をお願いしたいと思っております。

○総務課長 ただいま、会長に内山委員とのご意見がございましたが、そのようにお取り計らいすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○総務課長 それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出ですが、いかがいたしましょうか。ご意見がない場合は、会長一任ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○総務課長 それでは、内山会長からご指名をいただけますか。

○内山会長 これも従前どおりと申しますか、二瓶委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○内山会長 では、二瓶委員、よろしくお願いいたします。

○二瓶委員 はい。

○総務課長 それでは、副会長に二瓶委員というご指名がございました。それで進めさせてい

たきます。副会長に二瓶委員が選出されました。

それでは、会長、副会長、それぞれの席にお移りいただきますようお願いいたします。

早速ではございますが、内山会長にご挨拶をお願いいたします。

**○内山会長** 情報公開制度・個人情報保護制度、ただいま、総務部長さんからご案内がありましたように、両方とも大変重要な制度でございます。しかも今は、世情の関心からいっても、重大な関心が寄せられていることでもございまして、いずれにしても民主主義制度の根幹を成すものだと思っております。この制度の運営に関わる重大な責務をこの審議会は負っているのではないかと感じております。各委員のご協力をいただき、この審議会が適切に運営されるように、微力ではございますが、力を尽くしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○総務課長** ありがとうございます。

続きまして、二瓶副会長、ご挨拶をお願いいたします。

**○二瓶副会長** 昨年度に引き続きまして、微力ではございますがよろしくお願い申し上げます。

**○総務課長** ありがとうございます。

それでは、進行を会長をお願いいたします。

## 5 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について

**○内山会長** お手元の次第に基づいて、議事を進行させていただきます。

会議の次第の4番目までが終わったということでございますので、5番目、情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について、このことについて、事務局からご説明をいただきます。

**○総務課長** 当運営審議会の会議の公開等について、先に事務局のほうから確認をさせていただきたいと思っております。

まず、当運営審議会ですが、従来から公開されております。傍聴を認めております。今後もこのような取扱いにしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

また、会議録につきましては、若干話し言葉等を整理した上で、発言内容をほぼそのままの形でホームページに公開しております。手順としては、各運営審議会の終了後に会議録の案ができ次第、郵送で皆様にお示しし、ご確認をいただいた後に公開させていただくという手順になります。このような取扱いでよろしくお願い申し上げます。

では、今、会長からお話がありました制度の概要について、まずは説明させていただきます。

お手元の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度の運営審議会についてという資料によっ

て、ご説明させていただきます。あらかじめ送付しておりますので、ご覧いただけたかと思いますが、第1号から第4号までの資料のつくりになっております。第1号は、当運営審議会の概要についての説明の資料、それから、第2号につきましては、本区の情報公開制度についての説明の資料、それから、第3号、これは本区の個人情報保護制度についての説明の資料、第4号につきましては、過去10年分の開示件数の推移を示したものでございます。

また、以上の資料とは別に、本日席上に情報公開制度事務要領並びに個人情報保護制度の事務要領、青と黄色の冊子になっておりますが、ご用意しております。今回、新任の委員の方々につきましては、同じものを1部ずつ、別にご用意しておりますので、お荷物になりますが、お持ち帰りいただいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、お時間の関係もでございますので、それぞれ概要の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会についてご説明申し上げます。制度説明資料の第1号をご覧ください。まず初めに、運営審議会の役割でございます。当審議会は、条例に基づき設置されています文京区の附属機関でございます。

項番1として、当審議会は、(1)条例の規定により、実施機関はその意見を聞くこととされた事項や(2)及び(3)に示しております情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、区長からの諮問に応じて審議し、答申という形で審議会の意見を具申するものでございます。

次に、項番2として、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項につきまして、実施機関に建議、意見を述べることができます。

次に、項番3として、後ほどご報告いたしますが、区は、各制度の運用状況を毎年1回運営審議会に報告しております。

次に、運営審議会の組織・運営・守秘義務でございます。委員は9名、任期は平成29年7月1日から31年6月30日までの2年間でございます。委員には守秘義務が課せられております。

なお、裏面以降は平成18年度からの答申の概要が記載されておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

続きまして、文京区の情報公開制度について、ご説明申し上げます。

第2号をご覧ください。まず初めに、「情報公開制度とは」でございます。情報公開制度は、区民等の知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、区が保有する行政情報を請求に基づ

いて公開する制度でございます。

項番1「公開請求できる人」でございますが、本区では区民のみとの制限はせず、どなたでも請求することができます。

次に、項番2「公開請求できる情報」でございますが、実施機関が組織的に用いている行政情報、組織共用文書でございますが、これが対象であります。文書のほか、図面や電磁的記録も含まれております。

次に、項番3「公開請求の窓口」でございますが、このシビックセンター2階の行政情報センターにて受け付け、写しの受渡しを行っております。また、郵便、ファクス、電子申請で請求することができます。

次に、項番4「公開しないことができる情報」でございますが、原則、行政情報は公開でございます。ただし、情報の性質から、例外として公開できない情報もございます。例えば、法令で公開できないとしている情報や、個人情報、法人の事業活動に著しい不利益を与える情報等、ここに記載している(1)から(6)までの情報がございます。

2ページをご覧ください。次に、項番5「公開の可否の決定」でございますが、原則として、公開・非公開の決定は、その日のうちに行います。ただし、決定に時間を要する場合は14日あるいは60日以内の決定の延長を行うことができます。なお、60日以内の公開等ができない場合は、その旨を当審議会に報告することとされております。

次に、項番6「公開の方法と費用」でございますが、閲覧及び視聴は無料でございますが、写しの作成及び送付に必要な費用は実費分を負担していただいております。

次に、項番7「不服申立制度」でございますが、公開決定等に不服がある場合は、実施機関に行政不服審査法に定めるところによる審査請求を行うことができるものでございます。実施機関は、弁護士や学識経験者等5名で構成される文京区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、審査会からの答申を踏まえ、裁決を行います。

3ページをご覧ください。情報公開制度の変遷でございますが、昭和61年に条例が施行された後、以下のような変遷をたどっております。

次に、「その他、条例上の制度」でございますが、次の4ページにわたって、「1、裁量的公開」、「2、存否応答拒否」、「3、第三者保護の手続き」、「4、指定管理者に関する特例」、「5、情報公表制度」、「6、情報提供施策の充実」が条例上に規定されております。時間の関係で割愛いたしますが、後ほどお読みいただければと思っております。

続きまして、文京区個人情報保護制度について、ご説明申し上げます。

資料の第3号をご覧ください。まず初めに、「個人情報保護制度とは」でございますが、区の業務は個人情報を数多く取り扱っております。個人情報の不適切な取扱いによって、個人の権利や利益が侵害されないよう、文京区個人情報保護に関する条例で取扱いを定めているものでございます。

この制度は、大きく3つの柱でできております。①として、区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定めております。次に、②として、区が保有している個人情報の本人に、個人情報の開示請求や訂正請求など「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」があることを定めております。次に、③として、適法性を担保するための責務・罰則を定めております。

次に、「個人情報・特定個人情報とは」でございます。項番1「個人情報とは」でございますが、個人情報とは、氏名、住所等個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る一切の情報をいうものでございます。

次に、項番2「特定個人情報とは」でございますが、特定個人情報とは、通称「番号法」に定めるマイナンバーをその内容に含む個人情報をいうものでございます。

2ページをご覧ください。次に、「個人情報を取り扱うためのルール」でございます。まず、項番1「個人情報取扱い業務等の登録・公開」でございます。(1)として個人情報業務登録簿、(2)として個人情報ファイル簿の作成を定め、公開を行っております。

なお、特定個人情報において、(3)として特定個人情報保護評価(P I A)を実施し、あわせて公開を行っております。

次に、項番2「収集の原則」でございます。(1)として、個人情報は、個人情報業務登録簿に登録された業務の目的の範囲で必要最小限度の情報を収集することとされております。

次に、(2)として、思想・信条等センシティブ情報は収集禁止事項であり、原則収集できないこととなっております。

次に、(3)として、個人情報は、目的・根拠を明らかにして、本人から直接収集することが原則となっております。

なお、(2)及び(3)で定める収集禁止事項や本人直接収集においては、法令等による例外や、審議会事前一括承認による基準表が事務要領に示されております。

また、特定個人情報については、番号法第20条にて収集・保管が原則禁止されており、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合のみ、収集・保管が認められております。

3ページをご覧ください。項番3「管理の原則」でございます。まず(1)として、情報は



正確かつ最新なものとし、不要になったら迅速に破棄して、漏えい等の事故を防止することを定めております。

次に（２）として、規則に基づき個人情報等の保護管理に関わる責任者を設置し、個人情報に関する研修や保護措置を行っております。

次に（３）として、個人情報等を取り扱う業務を委託する場合、受託者に対して個人情報の保護の必要な措置を採らなければならないことや、当運営審議会に報告することを定めております。

次に、項番４「利用の原則」でございます。個人情報は、業務の目的に則して利用しなければならないとされており、（１）目的外利用の制限、（２）外部提供の制限、（３）電子計算組織への機微情報の記録の禁止、（４）外部結合による個人情報の提供の禁止が規定されております。

なお、（１）及び（２）で定める目的外利用や外部提供においては、法令等による例外や運営審議会事前一括承認による基準表が事務要領に示されております。

また、特定個人情報は、番号法第９条に規定する利用の範囲を超えての利用は認められておらず、番号法第１９条の各号のいずれかに該当しなければ提供することはできません。

５ページをご覧ください。「自己コントロール権の保障」についてでございます。

項番１「開示請求権」でございますが、個人情報の本人は、自己情報の開示、訂正、削除、利用中止を請求できます。開示請求については、自己の情報ですので、原則公開となります。しかしながら、例外として、法令で定めがある場合など、②に記載されている事項については、非公開にできる場合がございます。

次に、項番２「開示請求等の窓口」でございますが、情報公開と同様に、シビックセンター２階の「行政情報センター」にて行っております。なお、情報公開と異なり、開示等請求に当たっては、本人確認を求めています。

次に、項番３「請求に対する決定」でございますが、開示の決定は、原則その日のうちに行います。なお、開示決定以外の請求は、受理した日の翌日から起算して２０日以内に決定を行います。

また、情報公開請求と同じく、条例で定める範囲において、決定の延長を行うことができます。

次に、項番４「不服申立制度」でございますが、情報公開制度と同様に、開示決定等に不服がある場合は、実施機関に行政不服審査法に定めるところによる審査請求を行うことができる

というものでございます。

6 ページをご覧ください。罰則でございますが、個人情報については、個人情報保護条例に基づき、項番 1 の罰則が定められており、特定個人情報については、番号法に基づき、項番 2 の罰則が規定されているところでございます。

7 ページをご覧ください。「文京区の個人情報保護制度の変遷」でございますが、平成 5 年に条例が施行された後、以下のような変遷をたどっております。

次に、「その他 条例上の制度」でございますが、次の 8 ページにわたって、「1 存否応答拒否」、「2 第三者保護に関する手続」、「3 苦情の処理」、「4 事業者に対する区長の指導・勧告等」、「5 事業者に対する意識啓発」、「6 指定管理者に対する特例」が条例上規定されております。時間の関係で割愛いたしますが、後ほどお読みいただければと思っております。

最後になりますが、「情報公開請求及び個人情報開示請求の推移」についてご説明します。

資料第 4 号をご覧ください。情報公開請求は、平成 20 年度から年々増加傾向にあり、平成 27 年度には 500 件を超え、その後は若干減少している状況でございます。また、個人情報開示請求についても、同様に年々増加傾向にあり、平成 27 年度に 200 件を超え、その後は若干減少している状況でございます。

説明は、以上となります。時間の都合上、説明を割愛させていただいたところがございますが、ご不明な点がございましたら、事務局のほうにご連絡いただければ詳細のご説明を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

**○内山会長** 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ないしはご意見がございましたら頂戴させていただきます。

私から、資料第 2 号、文京区の情報公開制度の説明で、多分、ミスプリだとは思うのですが、その項番 4 というところなんでしょうか、公開しないことができる情報（7 条）の説明ですが、その末尾の部分です。「条例では、次のものを公開しないことができる情報として規定しています」という「ことができる」というのではなくて、公開してもいいという裁量は行政にないはずですので、「公開しない情報」ですよね。

**○総務課長** はい。しない情報です。

**○内山会長** 会議録もとっているということなので、説明をさせていただきました。

条例にはそのように書いてございますので、ご理解いただければと思います。

**○総務課長** はい。

○内山会長 それでは、概要についてのご説明は承ったということにさせていただきます、次の議事に入らせていただきます。

## 6 議事

○内山会長 本日の議事は3件でございます。まず最初に、報告第1号、定例報告ということで、このことについて、ご説明をいただくということにいたします。

○総務課長 それでは、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。

その前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料は、あらかじめ郵送でお送りしております。資料第1号から資料第12号まででございます。お手元よろしいでしょうか。

それでは、資料第1号から説明させていただきます。

資料第1号につきましては、1-1、それから1-2となっておりますが、平成29年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。1-1号は所管別に請求件数を整理したもの、1-2号は請求内容でございます。

右下に通し番号、表の下のほうに合計欄があります。平成29年度は、総件数で401件の公開請求がございました。平成28年度、前年度は492件でございましたので、91件の減となっております。減となった主な理由としては、平成27年度に行政訴訟になっているケースでの所管課への請求件数が28年度、29年度と低減し、26年度以前の平年のベースである400件前後の請求件数に戻つつあるというふうと考えております。

次に、第2号でございます。こちらは、個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたもので、2-1号は所管別に件数を整理したもの、2-2号は請求内容でございます。平成29年度は、88ページのほうの合計欄にありますとおり、総件数で78件の開示請求がございました。平成28年度は121件の開示請求がございましたので、43件の減となっております。減となった主な要因ですが、情報公開請求と同じく、27年度に行政訴訟になっているケースでの所管課への請求件数が28、29年度と低減した結果と考えております。

次に111ページ、資料第3号をお開きください。こちらは、情報公開条例で公表が義務付けられ、あるいは努力義務となっているものでございます。こちらは、条例に基づいて実際に行政情報センターにおいて公表したもののリストとなっております。

最初は、条例第22条に基づく公表資料ですが、区の基本計画、各分野の個別計画、附属機

関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報については公表が義務付けられております。

次に、112ページをご覧ください。条例第23条の情報提供が義務付けられている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。

次に、114ページをご覧ください。資料第4号、こちらは、個人情報業務登録の登録状況でございます。個人情報の業務登録数は565件で、個人情報ファイルの登録数は195件になっております。新規登録業務、廃止業務は115ページと116ページに一覧がございます。

次に、117ページをご覧ください。こちらの資料第5号は、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取扱業務の透明性を確保する趣旨から審議会に報告するとされております。データ処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などが業務委託されているというものでございます。

次に、160ページ、資料第6号、こちらをお開きください。こちらは、指定管理者制度適用施設の一覧でございます。平成18年度から指定管理者制度が導入されておりますが、ご覧の施設が指定管理者によって運営されております。

162ページ、資料第7号、こちらは、個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。法令や審議会の意見を聴いて、目的外利用を認められたものにつき、区の内部において税情報や福祉・年金関係の情報を福祉、介護・医療関係業務に利用していることを示しております。

次に174ページ、資料第8号をご覧ください。こちらは、個人情報の外部提供をした業務の一覧でございます。法令や審議会の意見を聴いて認められたものにつき、税情報や戸籍、年金、食品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公庁に提供しているというものでございます。

なお、外部提供の根拠として、審議会（事前一括承認）とあるものが大部分を占めておりますが、これは審議会一括承認事項の中で、個人情報の提供を受ける側の根拠法令に「調査することができる」、「照会できる」など、いわゆる「できる」規定がある場合で、提供の可否について区側で一定判断した上で提供することができるものとされているものに該当するものでございます。

続きまして179ページ、資料第9号、こちらは、外部結合した業務の報告でございます。外部結合というものは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供するものを指します。平成14年に開始した住民基本台帳ネットワーク、平成22年度から開始したマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納、それから、平成25年度から開始した法務省戸籍副本センターへの送信、平成28年度から開始

した住民票の写し等のコンビニ交付サービスが該当しますので、その状況をお示しするもの  
でございます。

次に185ページ、資料第10号、こちらは昨年度の当審議会及び審査会の開催状況でござ  
います。審議会については、資料にありますように、昨年度1回開催し、定例報告を含め3件  
の報告及び1件の諮問を行っております。審査会については、昨年度の開催実績はございま  
せんでした。

次に186ページ、資料第11号、こちらは、平成28年1月19日審議会答申に基づく報  
告でございます。個人情報保護条例第8条第2項第5号には、心神喪失等の事由により、個人  
情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本  
人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められたときに、例外的に本人以外の者から  
個人情報を収集することができる旨が規定されております。同号に基づく収集は、現時点にお  
いては認知症高齢者等徘徊対策事業のみとなっております。「ただいま！支援登録」における  
平成30年3月31日時点での本事業の申請者数は96名、うち本条文の適用となる本人以外  
の家族等による申請は93名となっております。また、区で保護した身元不明高齢者の情報提  
供における実績は、昨年度に引き続きございませんでした。

次に187ページ、資料第12号、こちらは、存否応答拒否処分の報告でございます。情報  
公開条例における存否応答拒否処分につきましては、昨年度にご報告すべき案件でございま  
したが、報告が今年度に遅れてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

本件事案でございますが、生活福祉課において、職員が個人と面会したことを確認する趣旨  
で情報公開請求がされたものです。回答することで、当該個人が生活保護の相談を行ってい  
るかどうかを判明してしまうこととなるため、行政情報の存否自体を明らかにせず、公開請求を  
拒否したものでございます。

次に、個人情報保護条例における存否応答拒否処分については、小学校からの虐待・要保護  
児童の通告の有無を確認する趣旨で、子ども家庭支援センターに自己情報開示請求がされたも  
のです。回答することで通告者を特定させる情報を開示するのと同じ効果となるため、開示請  
求を拒否したものでございます。

以上が定例報告となります。以上でございます。

**○内山会長** 大量な資料ではございますが、一括してご説明をいただきました。

事前にお手元にこの資料が届いているということでございますので、この際、ご質問ないし  
は運用に関するご意見等がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

はい、どうぞ、後藤委員。

○後藤委員 後藤です。2点、質問をさせていただきます。

最初が資料2-2、個人情報開示等請求の内容、こちらの104ページ、一番上の29057という番号が付いているところで、自己に係る戸籍謄本の請求及び交付の有無についての文書、おそらく申請書があるかどうかということの開示請求があったものに対して、一部開示ということです。備考欄に、「開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるため」と書いてあるのですが、もし具体的にどういうことについて開示しなかったのかというのが分かると、有り難い。

戸籍というのは非常にセンシティブな情報を含んでいる中で、一方で相続等に関わってそういうものが必要とされる場合がいろいろある。そういうところの中で、こういう運用をされているんだなと思っていますけれども、ちょっとこの辺りが気になったのでお尋ねをしました。

もし、今ここですぐ分からなければ、またどこかで教えていただければと思います

2点目のほうはもうちょっと気掛かりなんですけど、続けてでよろしゅうございますか。

○内山会長 はい、お願いします。

○後藤委員 資料の5号の外部委託でございます。

○内山会長 何ページでしょうか。

○後藤委員 はい、ページでいきますと117ページですね。個人情報を含む業務の処理を委託しているものの事例についてのご報告でございます。この中の4番の総務課さんで、男女平等センターの相談業務の中に、委託契約した個人情報の項目の中に、4行目、宗教、それから主義・主張あるいは支持政党というのが項目に入っているのですが、これは条例上、こういうものの本来記録そのものが制限されている、記録しないという形に規定されているものだと思うのです。具体的な運用の中で、これはこういう形で外部委託をする、外部委託をする前提として区で保有をするということについてのご判断なり、必要性の経緯について教えていただけたらと思います。以上でございます。

○総務課長 こちらは、男女平等センターで行っている相談業務で、相談員も含め委託によりその業務を進めているものでございます。委託契約した個人情報の項目というところで、相談業務として、特に男女平等センターでは、いろんな人権の問題も含め、男女の問題とか婚姻関係の問題等多岐にわたるものでございます。そういった相談業務の中でこういった項目が出てくる場合があるということにして、収集禁止事項、この黄色い個人情報事務要領の18ページに収集禁止事項第7条で、先ほどお話がありました宗教等、そういった情報については、収集

そのものが禁止ということですが、例外基準ということで21ページに個人情報の収集禁止事項の例外基準表というのがあります。その整理番号の5のほうで、指導、相談、助言等に係る業務ということで、業務については右端にある「収集できる個人情報の項目」というところで、そういった収集禁止事項のものでも例外的に収集することができるという仕組みになっております。

○後藤委員 ありがとうございます。この黄色い冊子の21ページに書いてある例外基準表は、条例施行時にこれを作成して、一括して審議会に意見を聞いて実施をしたという経緯がおりになるんでしょうね。

○総務課長 はい、そうですね。

○後藤委員 すみません、ちょっと昔のことが分からなかったのです。ありがとうございます。

○内山会長 戸籍のほうの関係は突然質問があつて、答えられることかどうか分かりませんから、答えられなければ後ほど答えられる限りにおいて、それこそ個人情報の問題もあるでしょうからね。

○後藤委員 そうでしょうね。

若しくは、非常に運用としては難しいところを含んでいるんだということを申し上げたかったということでございます。

○内山会長 それはそうですね。

○総務課長 個別のケースでいろいろ開示できないというところが、個別に複雑な状況です。

○後藤委員 分かりました。それなら結構でございます。ありがとうございます。

○総務課長 後でご説明させていただきます。

○後藤委員 はい。ありがとうございました。

○内山会長 はい。

ただいまのご質問にも関連するんですけれども、この審議会の一括同意基準というんでしょうか、そういうものに基づいて情報公開ですとか収集ですとかが行われている部分があるわけですが、その基準自体は当審議会で決めた基準なんですけれども、今現在の構成員である我々が全てそのことについて関与しているわけではございませんので、なおかつ、事務局のほうではその審議会の委託基準をまとめたものを持っていらっしゃると思います。それがまたタイトなものになるとどうなのかなというふうには思うんですが、次の機会でも結構ですけれども、どういうことが一括で、この審議会でも認めたこととしてあるのか、事務局がそれをどうやって収集し、集積しているのかということについて、膨大な資料になればまたご相談をいただきま

すけども、でなければ、可能な限りのことをご説明をいただいたほうがよろしいのかなと思います。工夫をしてみてください。

○総務課長 はい、分かりました。

○内山会長 それでは、報告第1号についてのご説明は承ったということにさせていただきます。報告第2号について、ご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、お手元の資料第13号、ページ数で188ページ、こちらをご覧ください。本件担当課は、総務課と情報政策課となっております。情報政策課の職員をご紹介します。下笠情報政策課長でございます。

○情報政策課長 情報政策課長の下笠でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、情報政策課、梅田主査でございます。

○情報政策課IT推進担当主査 梅田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、平成28年度に引き続きまして、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、こちらに基づきまして、安全管理措置の監査を実施いたしました。資料第13号にその監査の結果について示しているところでございますが、監査は全課を対象にしたセルフチェックシートによる書面監査を1次監査、それから1次監査の結果を踏まえて、11課を選定し、実地監査、こちらの2次監査を実施いたしました。また、昨年度は、新たな取組として、特定個人情報を取り扱う小型電子計算機及び住民情報系システムの安全管理措置の実施状況についても、あわせて実施したところでございます。

次のページ、189ページをご覧ください。監査の中では、昨年度に比べ、全体として各課一定の対応が採られていることが伺えましたが、利用や提出の記録が未整備である状況や、出先機関と本庁、シビックセンター間の特定個人情報のやり取りの記録方法を整備する必要性、マニュアル等の規定整備が不十分な状況、書類の保管・管理方法が適切でない等の改善点を指摘したところでございます。また、特定個人情報取扱小型電子計算機においては、アクセス権の適切な設定、アクセスログの確認や分析、不要なデータ削除等の改善点を指摘しました。これらの指摘事項等については、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、本年3月に監査結果を全庁に周知し、取組の強化及び職員への周知を図ったところでございます。

資料の説明は、以上でございます。

○内山会長 それでは、このことについてご質問、ご意見がございましたらおっしゃっていただきたいと存じます。



○後藤委員 よろしいですか。

○内山会長 はい、お願いします。

○後藤委員 後藤と申します。よろしくお願ひいたします。

この庁内でも監査をしておられることは、大変素晴らしい取組だと思ひますし、内容についてはいろいろと具体的に確認をしていただいて、それぞれ改善すべき事項も書いていただいているというのは大変素晴らしいと思ひております。なかなかここまで各自治体がやり切れてないというのがおそらく現状だろうと思ひますので、これからも是非しっかりと願ひしたいと思ひます。

そういう前提で、ちょっと二、三、質問させていただきます。

今回、この全体の監査をした結果で、改善の指示をしたところについて、それぞれの課で改善をした結果の報告というのはとっておられますか。

○情報政策課長 はい、とってございます。

○後藤委員 指摘事項については全てクリアになっているのでしょうか。

○情報政策課長 全てクリアというわけではないんですけども。

○総務課情報公開・法務担当主任 全てクリアというわけではないんですが、改善したことについてはどのように改善したかということをお報告していただきまして、改善できなかった点についてはいつ頃までを目安に改善しますという報告を受けておりますので、本年度の監査で、その点について改善できたかということは確認する予定でございます。

○後藤委員 なるほど。すぐには改善できないけれども、それが5年後とか10年後とかではちょっと困るんで、せいぜい年度末にはとか、翌年度の例えば契約時期までとか、そういった形で具体的にやっていくことが望ましいと思ひましたので、是非ご配慮いただければと思ひます。

○総務課長 はい。

○後藤委員 それから、具体的なところでちょっと気になりましたのが、資料の190ページの下のところですね。小型機というのは、いわゆるパソコンという理解でよろしいんですか。

○情報政策課長 サーバーでございます。

○後藤委員 小さなサーバー、部門のサーバーですか。

○情報政策課長 その業務によっても違うかと思ひますけれども。

○後藤委員 なるほど。

○情報政策課 I T 推進担当主査 部門のサーバーシステムです。

○後藤委員 その部門のサーバーの存在場所はどこですか。

○情報政策課長 一部の課を除き、情報政策課内のマシン室でございます。

○後藤委員 各課に置いてある場合もある。はい、分かりました。

この辺りで具体的に指摘されているところでは、資料が机上にあったりとかということがありますし、特定個人情報が小型機で管理されているものが一定数ある。これは多分、業務としての必要性はよく分かるんですが、そのサーバーが今度はどういう管理がされているのか。端的に言うと、各課にあった場合に区役所の建物って割とオープンな形になっていまして、私の経験から言いますと、夜間・休日に入れるようなところの職場の中に置いてあると、物理的に持ち出すことができてしまう。

○情報政策課長 夜間・休日につきましては、職員以外の者はいれません。

○後藤委員 という形のところにしか部門のサーバーは置いていないということよろしいですか。

○情報政策課長 庁舎は外部の方は入れないような形になっておりまして、休日だとか夜間については、平日ですと6時以降につきましては入れません。

○後藤委員 この庁舎の全体なんですか。

○総務課長 庁舎全体でそういうセキュリティのチェックをかけて、職員しか入れないような形をとっております。

○後藤委員 なるほど、分かりました。

その上で、でもやはり、特にパソコンで特定個人情報を記録をしているというようなことは、非常に危険性があつたりすると思っているんですが、パソコンの中に入っているということはいり得ないですね。

○情報政策課長 区民の方の利用事務につきましては、パソコンの中に入ってごさいません。文京区役所が一事業者としてマイナンバーを取り扱う場合もごさいますので、その場合には事務用パソコンで管理している場合もあります。

○後藤委員 一事業者というのは何でしょうか。

○情報政策課長 区役所の職員の分ですね。職員の分のマイナンバー、例えば、非常勤職員とか臨時職員の場合です。その場合はマイナンバーを事務用パソコンで管理している場合もごさいますが、その場合にはファイルの暗号化だとか、あとはセキュリティとして、誰でもアクセスできない、そういったようなチェックをしてごさいます。

○後藤委員 分かりました。

おそらく今日お集まりのこの審議会の委員の皆さんもマイナンバーをお届けしておりますので、そういうところの事務処理は、一般的には課の単位で管理をしているものはあつたりする。でも、そういうところは、ちゃんと暗号化をして管理をしているので、安全性は問題ないということですね。

○情報政策課長 はい。

○後藤委員 ちゃんとそれができているかどうかの確認ができるようなりリストがあつたりとかはどうですか。

○情報政策課長 各課ではそういった帳簿、台帳を作っております。

○後藤委員 具体的にどこの課での業務で、特定個人情報をパソコンで管理しているというのは、全体的に集約はされていますか。

○総務課情報公開・法務担当主任 原則として、事務用パソコンでの管理はしないでほしいということを総務課のほうから周知しております。ですので、基本は紙で扱っているんですけど、どうしても給与の支払や報酬の支払で取扱人数が多い部署については、パソコンの管理が必要となってきますので、そういう課については実地監査のときに情報政策課のほうで暗号化されているか、パスワードが付けられているか等を確認しています。

ただ、どの部署が事務用パソコンで管理しているかということについては、総務課、情報政策課では一括したデータを持っていませんので、今年度の監査で集約できたらと考えております。申し訳ございません。

○後藤委員 ありがとうございます。希望として、どこの課でそういう周知をしているのかというのは一括して情報政策課さん、あるいは総務課さんで、あるいは両方で全体状況を把握するためにも持っておられるほうがいいと思います。

それは同じことがこの後段、192ページの中ほどのところにもありました。192ページのキとクのところ、点線の囲みの中で、できたらKドライブという言葉が分からない人が多いので、分かる形で表記をしていただけると有り難いです。

これも、いわゆる庁内で共通で使っているデータを保管しているサーバーのことですね。

○情報政策課長 はい、そうです。

○後藤委員 そういうところで保管をしているものについて……。

○情報政策課長 Kドライブという名称自体が分かりにくいということですか。

○後藤委員 分かりやすいですね。

○情報政策課長 そうですね。分かりました。工夫いたします。

○後藤委員 おそらく文京区役所さんの内部での呼び名なんだろうと思うんですが、外の人間には分からないということで、ちょっとご検討ください。

○情報政策課長 かしこまりました。

○後藤委員 この辺りの仕組みが私が気になったのは、以前に日本年金機構で大量の個人情報が漏えいした。あれも、本体のシステムから自分が使う業務の対象者のデータを抜いて、それを別のファイルの形でデータサーバーに、部門のサーバーの中に置いた、あるいは別のサーバーに置いた。それが何かの理由で端末が感染をして、そのサーバーの情報が外に出てしまった。本体のシステムから出たんじゃないくて、部門で持っているデータが出てしまったという事例でございました。そういうことが絶対にあり得ないという形で利用されていると思いますが、是非念のため、いろいろと確認をしていただけると有り難い。

○情報政策課長 そちらの事故がきっかけで、仮想化という技術を使いまして、ネット上とは全く切り離した形になってございます。そういった対策をしてございます。

○後藤委員 そういう中でもちょっと、こういう資料の中で説明をしておいていただけると、より確認ができて、安心ができるかなと思いましたので申し上げました。ありがとうございます。

○内山会長 このような監査は今回が初めてということですね。

○総務課長 2回目です。

○内山会長 2回目。前回指摘された事項で、今回まだ改善されていなかったということもあるんですか。

○総務課情報公開・法務担当主任 昨年度指摘したものについては、ほぼ改善されておりました。

○内山会長 はい。セキュリティは、例えば、某国の国防省のセキュリティでさえブレイクスルーされることもあるというふうなことが報道されたりする中ですので、ただいま後藤委員がおっしゃったような過去の事例、他の事例で起こったようなことも当区で起こらない保証はないということもありますので、いろいろな情報をアップ・ツー・デートしながら対策を、ないしは監視をしていただきたいと存じます。

これは、審議会の重要な任務の一つでございますから、ご意見を申し上げさせていただきます。

このことについてのご説明は伺ったということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、このことについてのご説明を終わりました。ありがとうございました。

○内山会長 次にということですが、報告第3号に移らせていただきます。このことについてのご報告について、事務局からお願いいたします。

○総務課長 それでは、今度はお手元の資料第14号になります。195ページになります。

それでは、本件の担当課は国保年金課になっておりますが、国保年金課の職員をご紹介します。細矢国保年金課長でございます。

同じく、国保年金課、竹井係長でございます。

同じく、松原主事でございます。

○国保年金課長 着座にてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料第14号、糖尿病性腎症重症化予防等の保健事業の展開について、資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、こちらの資料でございますけれども、保険者である私ども自治体は、特定健康診査の結果や、医科・歯科の診療報酬の明細書、調剤報酬の明細書、レセプトというものでございますが、そういった健康・医療の情報データを保有しているところでございます。これらの健康・医療情報データによりまして、被保険者の一人一人がどのような健康状態にあり、医療機関を受診しているかといった状況が把握できるということがございまして、個別の保健事業の提供、いわゆる「データヘルス」という考え方に基づいて、保健事業の展開が今般可能となっているところでございます。

保健事業の実施計画でありますデータヘルス計画、第1期データヘルス計画でございますけれども、これは、昨年度の本審議会におきましてご審議いただいたところでございます。目的外利用の本人宛て通知の省略ということで諮問をさせていただき、答申をいただいたところでございます。それに基づきまして、国民健康保険の第1期データヘルス計画を策定したところでございます。

今回、席上配付でその概要版というものを配付してございますが、これが今回のデータヘルス計画の内容でございまして、データヘルス計画についてちょっとご説明しているお時間がございませんけれども、中身的には文京区の被保険者の方々のレセプト並びに健康診査の内容を基に、医療費の現状ですとか生活習慣病の現状、特定健康診査の受診者と受診率の推移等をデータでお示しをして、分析をして、傾向を確認した上で、13ページから第1期データヘルス計画ということで課題と対策の方向性をここで列記しているところでございます。

この中で、今回、13ページ、14ページのところで、6番のピンクになっているところで

すが、慢性腎不全の医療費が約7億5,500万円ということで、文京区は、医療費のところではその割合がちょっと高いということがございまして、14ページの対策の方向性ということで、糖尿病が重症化するリスクの高い方に対して、糖尿病性腎症の重症化予防の対策を講じていくということで、その予防の対策、施策を打っていくところを記載しているところでございます。

それ以外にも、医療費適正化対策というのも7番で記載がございます。

15ページ、16ページがその対策ということで、簡単に記載をしているものでございます。

ですので、このデータヘルズ計画に基づきまして、今般、糖尿病性腎症の重症化予防を始めとして、健診結果やレセプトの情報を活用し、新たな保健事業を開始するということとなりますので、本審議会にご報告をするものでございます。

まず、資料第14号は195ページの用語の定義、こちらのほうをご参照いただきたいんですけども、まず、その中でも国保連というのがございまして、これは東京都国民健康保険団体連合会など国保法第83条に基づいて、区市町村等の保険者が共同で設立する公法人ということで、保険者の業務を共同して行うことにより、より事務の効率化を図っているものでございます。

また、健診結果、これは高確法、高齢者の医療の確保に関する法律の第20条に基づいて、40歳以上75歳未満の被保険者に対し実施する糖尿病その他の生活習慣病に関する特定健康診査の結果でございます。

レセプトでございます。これは被保険者が受けた保険診療について、医療機関が保険者、これは文京区でございますが、に請求する医科・歯科診療報酬明細書、調剤報酬明細書等が該当するものでございます。

続きまして、196ページ、今後実施を予定している保健事業の概要についてということで、一つには糖尿病性腎症重症化予防ということでございます。これにつきましては、糖尿病の合併症である糖尿病性腎症の重症化は、人工透析の導入の主要原疾患となっております。患者のQOLを著しく低下させるだけではなく、人工透析の年間医療費が約500万円と言われてございます。ですので、保険財政への影響も大きいため、人工透析にならないように、その一歩手前でそれを予防していくという施策を優先的に実施していく必要があるというものでございます。

事業概要でございますけれども、これは健診結果でヘモグロビンA1cですとかe-GFRという数値がございます。こちらの数値から糖尿病かつ腎機能が低下している対象者を抽出し、

レセプトから医療機関における糖尿病治療の受診履歴というものを確認します。受診履歴から、未治療者や治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を行うことと、治療中でも健診結果の数値が改善が見込まれない方に対して、保健指導を行うという、この受診勧奨と保健指導と、その2点を行っていくという事業でございます。

②の健康・医療情報の活用の流れというものでございます。保険者は、健診結果を保有しているところでございまして、また、レセプトデータも先ほどもお話ししましたが、保有しているところでございます。

文京区を始めとする多くの自治体、保険者は、事務の効率化を目的として国保連に業務委託を行っております。その国保連には、業務委託によって健康・医療情報が集約されるということでございまして、国保連が運営する国保データベースシステム、いわゆるKDBというものにつきましては、健康・医療情報が集結されているというものでございます。

現在、本区では、不要な個人情報の閲覧を避けるということで、KDBにつきましては統計情報のみを閲覧できる状態にしております。個人の健康・医療情報については閲覧制限をかけて、一切見られないという形になってございます。要するに、個人一人一人の数値ですとか、数値を指定するとそれ以上の方がどれだけ、誰がいるかということが分かるようになるんですが、その個人のものについては閲覧制限をかけているので、現在は見られないというものでございます。

今後、データヘルス計画に基づく保健事業を実施するため、この閲覧制限を必要な範囲で一部解除することで対象者を抽出することが可能となり、医療機関への受診勧奨、保健指導を段階的に実施していく予定であるというものでございます。

具体的には、この下段に書いてございます。糖尿病が重症化するリスクのある者で、ここにちょっと抜けてございます受診勧奨や保健指導を実施する対象者を抽出するためということで、すみません、受診勧奨という言葉が抜けてございます。を抽出するため、健診結果より血糖、尿蛋白、ヘモグロビンA1c等の情報、レセプトによる医療情報、受診履歴の有無等の情報を確認する。また、抽出した対象者への通知等によるアプローチを行うため、対象者の氏名、年齢、性別、住所等の個人情報を活用するというものでございます。

197ページのほうで、具体的な図でいいますと、このような簡単な図になってございます。医療機関の特定健康診査のほう、左側が特定健康診査、右側が診察ということで、診療でございますけれども、特定健康診査ですと健診結果が国保連のほうに上がってくる。診察ですとレセプトが国保連のほうに上がる。それがKDBシステムの中に取り込まれて、統計情報と個人

情報と、二つの情報として整理されていくということでございます。統計情報については、現在も文京区のほうにつきましても閲覧ができる。個人情報については、現在、閲覧が制限されている、一切見られないという状況でございます。

今回、事業実施の通知ですとか、受診勧奨について対象者に対して送っていくというものになりますので、この個人を特定するというところでこの閲覧制限をしているところを一部解除するということをしていきたいというものでございます。

③のKDBの安全管理ということでございます。個人情報を保護するため、個人情報の特定項目について暗号化を施しており、健康・医療情報データの紐づけは暗号化を施した状態で行う。また、保険者へのデータ提供はインターネットから分離された閉域ネットワークで利用するというものでございます。

現在、KDBにつきましては、文京区で四つのIDを取得しているということございまして、現在、使っておりますのは、国保のほうで使っているということでございます。ただ、今後、個人を閲覧するという場合に関しては、個人ごとにIDを取得して管理することを想定してございます。

区民への周知でございますけれども、健診の案内パンフレット、ホームページ等を活用して、個人情報の保護の徹底や健康・医療情報の目的外利用について周知を図ってまいります。また、糖尿病性腎症重症化予防の実施に当たりましては、対象者に通知を送ることになるため、通知には健診結果やレセプトの情報を基に対象者を選定し、事業案内を送付した旨を明記するなどの対応を予定しているところでございます。

⑤のスケジュールでございます。これは、ちょっと飛んでしましますが、一番後ろの204ページになります。30年度、31年度ということで、2か年にわたって事業の準備を進めていくというものでございます。30年度につきましては、糖尿病性腎症重症化予防の事業というのが一番上に書いてございますけれども、まずは特定健康診査を受けられる対象者の方が、約2万7,000人ほどおまして、その方々全員に今年度は注意喚起をしますパンフレットを同封するというものでございます。

30年度につきましては、本審議会でのご報告、また、事業枠組ということで、これは医師会等との事業調整等をしてまいります。31年度に予防事業としまして、本格的に実施を行っていくというものでございます。

あと、事業を行うに当たりましては、委託事業者を選定いたしまして、31年度にプロポーザル、委託契約を締結していく。



197ページにお戻りいただきまして、業務委託というのが⑥で一番最後に書いてございます。民間事業者のノウハウを活用するというので、委託を考えているところでございます。対象者の抽出につきましては198ページ、次のページになりますが、本区で実施をいたしまして、対象者リストを事業者に提供し、医療機関への受診勧奨、主には保健指導を行うことを想定してございます。もちろん、委託する際には個人情報の管理体制を十分に整備していることを確認の上、行うものでございます。

そして、(2)のその他の保健事業といたしまして、目的外利用できる保健事業としましては、私ども保険者が策定したデータヘルス計画に定められた事業に限定されるものでございます。ここには二つほど記載してございます、重複服薬が疑われる方への残薬調整事業、重複・頻回受診が疑われる方へのサポート事業、このようなものについても第1期データヘルス計画に記載しておりますので、それにつきましても今後、事業として展開していくというところでございます。

続きまして、199ページでございます。3の保健事業及び個人情報の目的外利用の法的根拠についてということでございます。これは、本区の個人情報保護条例の第14条第2項第1号に基づく目的外利用に当たる法的根拠についてということでございます。ここに保険者としての区市町村の責務ということで、国保法の第4条の一部改正が行われまして、第4条第3項、アンダーラインが引かれておりますけれども、市町村は保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとするのが明文化されたというものでございます。この規定は、30年4月1日施行というものでございます。

また、そもそも文京区の国民健康保険条例では、第13条で、区は被保険者の健康の保持増進のため、次の各号に掲げる事業を行うということで、第4号として、その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業に関するものを行うというような規定がございます。

(2)としまして、その目的外利用についてということでございます。保健事業の実施に関しましては、KDBに集約されている国民健康保険給付事業と特定健康診査・特定保健指導業務において収集している個人情報を目的外利用するものでございます。国民健康保険法第82条第1項では、保険者は、被保険者の健康の保持増進のため必要な事業を行うよう努めなければならないということで、その新設された第2項で、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとするという記載になってございます。この高確法の第16条第2項に規定する情報とは、医療に要す

る費用や特定健康診査の実施状況に関する情報が含まれているというものでございます。

また、その下に、厚生労働省の保険局長通知というのがございまして、この「「高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定により保険者が厚生労働大臣に提供すべき情報等について」の一部改正について」により、医療に要する費用というのはレセプト情報、特定健康診査の実施状況に関する情報は健診結果であると示されております。

以上のことから、健康・医療情報を糖尿病性腎症重症化予防を始めとする保健事業に使用することは法令に定めがあり、文京区の個人情報保護条例第14条第2項第1号に基づく本人の同意を要しない目的外利用に該当するというものでございます。

しかしながら、本人の同意を要しないで目的外事業をしたときは、その旨を本人に通知しなければなりません。第14条第3項ただし書に該当するため、本人への通知は省略いたしますけれども、健康・医療情報の機微性を重視し、健診案内やパンフレット等でその周知に努めていくものでございます。

200ページ、裏面につきましては、この国民健康保険法の第82条と高確法の第16条、また、高確法施行規則第5条と厚生労働省の保険局長通知を参考に載せさせていただいているところでございます。

あと、資料としてお付けしておりますところをちょっと簡単にご説明させていただきます。201ページ、糖尿病性腎症重症化予防の取組についてということで、特定健康診査受診者というのが一番上に四角囲みでございます。これが1万2,010人ということで、これは28年度の人数でございます。その隣に、特定健康診査未受診者1万5,032人と、これほどございまして、その下が「40歳未満75歳以上」と記載がございまして、すみません、「75歳以上」は誤りでございますので、これは削除していただきたいと思っております。40歳未満ということでございます。国民健康保険は74歳までですので、75歳以上は入りませんので、申し訳ございません、削除をお願いしたいと思います。40歳未満のみということでの記載でございます。こちらが、1万9,980人ということでございます。今の三つを足しますと4万7,022人ということで、一番下に注意書きというか、記載がございまして、平成28年4月1日現在の4万7,022人という数字になります。ですので、その内訳ということでございます。

今回は、その特定健康診査受診者1万2,010人の方々における対象者の絞り込みということになってございます。

腹囲・BMI基準値以上の方というのは左側、右側が基準値未満の方、また、その下に服薬している方というのは右側にございます。腹囲・BMI基準値未満の方8,136人と服薬し

ている方2, 224人、この方々の矢印が糖尿病性腎症重症化予防へ伸びております。こちらの方々について事業の対象になるということです。

また、左側の基準値以上の方、こちらについては特定保健指導という生活習慣病に基づく特定保健指導の対象者にもなっております。その方々も重複して対象になってくる場合があるものでございます。

続きまして、202ページ、糖尿病性腎症重症化予防の対象者抽出についてということで、段階というのがございます。2型糖尿病、生活習慣病に起因する2型糖尿病でございますけれども、これが対象になってくるんですが、この5段階に分かれているというものでございます。糖尿病性腎症、ステージ1からステージ5までということで、ステージ5はもう透析期に入ってしまうので、そちらの方々になる前の方々が対象になっているというものでございます。その対象の方々を抽出するに当たりましては、先ほどお話ししました健康診査の数値、ヘモグロビンA1cという数値、また、e-GFRという数値、この辺の数値で抽出をしていくというものでございます。

また、一番下に第1段階としては、軽度の方に関しては医療機関への受診勧奨、また、第2段階として医療機関にかかっている方についても主治医の意見を聞き、保健指導を行っていくというものでございます。

続きまして、203ページ、最後になりますが、これは国保連との関係ということでございます。国保総合システム、システムでのやり取りが現在行われているということで、右側が保険者、文京区になります。そしてレセプトが国保総合システムのほうに行きまして、請求というのはお金を国保連が請求して、それを区が支払う。国保連のほうがそれに基づきまして医療機関のほうに請求された金額を支払うというのが流れになっているものでございます。

以上が、雑駁（ざっぱく）でございますけれども、説明になります。今回、データヘルス計画に基づく保健事業でございますので、国民健康保険法等の法的根拠に基づき実施するものであるというものでございますし、また、全ての健康診査対象者に送付する受診券に同封いたします健康案内にも目的外利用をする旨の周知をあわせて行っていくなど、周知もきちっとやっていくということで、今回、この保健事業を進めていきたいということでのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

**○内山会長** このことについての説明が終わりました。ご質問等、ないしはご意見があれば、頂戴させていただきます。よろしいでしょうか。

**○後藤委員** ちょっといいですか。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 一、二点、確認とお願いがございまして、まず、確認なんですが、197ページの③のKDBの安全管理のところ、「ユーザーIDは個人ごとに取得することができ」という記載がありますけれども、この個人ごとというのは職員さんなんですね。

○国保年金課長 そうです、職員です。担当する職員ということになっております。

○後藤委員 その2行下の「個人の健康・医療情報」という、その個人は、区民の方ですね。

○国保年金課長 はい、そうです。

○後藤委員 なので、こういう説明の中で「個人」という言葉は、「職員」とか「区民」とかいう形で分かるようにちょっと意識をしていただけると有り難い。

○国保年金課長 はい、そうです。申し訳ございません。職員ということですね。

○後藤委員 もう一つは、このKDBのシステムを職員の方が端末を操作して確認をされるということですね。

○国保年金課長 そうです。

○後藤委員 委託先の方はKDBのほうには直接はさわらない。

○国保年金課長 そうですね、はい。

○後藤委員 ということですね。

これも、KDBそのものは国保連で運用しているものですから、それがすぐ通るかどうかわからないんですが、職員の方が操作をされた履歴、ログをきちんと取っておかれるように、そういう形のシステムになっていることが望ましいと思います。その点をご確認いただいて、もしそれが現状すぐにできないということであれば、そういうことは連合会のほうにご要望していただけるのがよろしいのではないかと思います。以上でございます。

○国保年金課長 はい。

○内山会長 それでは、議事の3項目については、ご審議をいただいたということにいたします。

## 7 その他

○内山会長 その上で、次第の7、その他に移らせていただきます。

○総務課長 それでは、最後に、本日席上に配付させていただきました情報提供資料という、ちょっと厚い資料があると思います。こちらについて、ご説明をさせていただきたいと思いま

す。

個人情報における国の動向等についてということでございます。こちらの資料の項番1、背景というところ、この(1)の法改正等についてでございますが、こちらは情報通信技術の進展に伴いまして、パーソナルデータの利活用を進めていくことを目的としまして、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、それから非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月、個人情報保護法、平成28年5月に行政機関個人情報保護法が改正されました。そして、平成29年5月に施行となっているものでございます。

この法改正を踏まえまして、個人情報の保護に関する基本方針の一部変更が閣議決定されました。そして、個人情報保護条例の見直しに当たっては、「特に行政機関個人情報保護法を参考にしつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の提供するための仕組み等の事項について留意することが求められる」とされたものでございます。

(2)の国における動向でございますが、①のとおり、総務省は平成28年度検討会を設置しまして、平成29年度に検討会報告書に取りまとめ、技術的助言を行いました。地方公共団体が法改正の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例の見直しに取り組むことを求めています。

一方で、②でございますが、非識別加工情報の仕組みについては、規制改革実施計画等において立法措置による解決の可能性や地方自治体が共同して非識別加工情報の作成委託を行える仕組み等の検討、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置の検討を行いまして、平成29年度中に結論を得ることが示されたものでございます。

そして、③、2ページのほうでございますが、②の閣議決定を受けまして、平成29年度に新たに設置した検討会にて検討した結果が、検討会報告書として平成30年4月に公表されたところでございます。この検討会報告書では、旧検討会での結論と同様、個人情報保護条例の見直し等を進める必要があるとされましたが、非識別加工情報の共同受託、作成組織の議論については、現時点においては非識別加工情報等に関する活用事例が少なく、地方公共団体が非識別加工情報がどのように活用されるのかについて、十分理解が進んでいないとして、まずは地方公共団体の非識別加工情報の活用事例を把握するとともに、個人情報保護条例の見直し等への支援を行う必要があるというものでございます。

次に、項番2、法改正の主な概要でございます。項番1の背景でお話ししたとおり、法改正としては大きく3点、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入でございます。

まず、(1)の個人情報の定義の明確化でございますが、指紋データ、旅券番号等、政令で

定める個人識別符合が個人情報に該当することが明確化されたものでございます。

次に、(2) 要配慮個人情報の取扱いでございますが、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等、政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、その取扱いを定めたものでございます。

次に、(3) 非識別加工情報の仕組みの導入でございますが、特定の個人を識別することができないよう、個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、復元できないようにしたものを「匿名加工情報」、行政機関においては「非識別加工情報」と定義しまして、その作成及び提供の仕組みを定めたものでございます。

次に、項番3、3ページのほうでございますが、旧検討会報告書及び技術的助言で示された条例見直しの方向性でございます。個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入につきましては、おおむね行政機関個人情報保護法と同等に個人情報保護条例を改正することが適当であるという方向性が示されたところでございます。

最後に、項番4、4ページのほうでございます。本区における個人情報保護条例の見直しの検討についてでございますが、検討会報告書や技術的助言等における国における整理が一定なされたところであるため、本区における個人情報保護条例についても国及び他の地方公共団体等の動向を踏まえ、法改正に伴う対応について検討を行ってまいります。

説明は以上となります。

それから、それ以降、添付資料として、先ほどお話ししました1から4番、検討会の報告書の概要ですとか検討会報告書そのもの、それから個人情報保護条例の見直し等についての通知等の資料がありますが、こちらのほうは説明は割愛させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

**○内山会長** 条例改正の具体的な情報等が提供できる形で固まりましたら、また、この審議会にご説明をいただけるということでございますね。

**○総務課長** はい。

**○内山会長** それでは、このことについては、このような情報提供があったということですので、ご承知おきください。

その他、何か会を閉じるに当たりまして、ご発言等があればおっしゃっていただきたいと存じますが。

**○総務課長** 先ほど後藤委員からご質問がありました資料の104ページの戸籍謄本の請求及び交付の事務についての文章、番号29057についてのご質問です。今、調べたところ、こ

の戸籍の第三者請求が基本的には戸籍というのはご自分でとっていただくのが趣旨なんですけれども、債権関係等がある場合、法に基づき第三者請求が認められる場合があります。今回のこの場合も第三者の方が請求したことで開示の内容でございますが、第三者の請求者本人が本人であるかどうかというのを請求時に確認するんですけれども、その請求者の本人確認のために身分証明書を同意を得た上でコピーさせていただいております。申請書に当該文書が添付されていたため、第三者の個人情報を非開示とした、それが一部非開示の内容でございます。

以上でございます。

## 8 閉会

○内山会長 それでは、ご審議いただく事項については、全て審議が終了したということでございますので、これをもって第1回の運営審議会は終了することにいたします。ご出席ありがとうございました。